

## 内国アクティブ運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書

ファンド名

グローバルX 米ドル建て投資適格社債 ETF（為替ヘッジあり）

（コード：467A）

管理会社名

Global X Japan 株式会社

代表者名 代表取締役社長 藤岡 智男

問合せ先 運用ソリューション部

T E L. 03-3528-8555

### 1. 運用方針の概要

#### (1) ファンドの目的

主として、Global X Investment Grade Corporate Bond ETF の受益証券を通じて、米ドル建ての投資適格社債に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

#### (2) 投資対象資産

米国籍投資信託である Global X Investment Grade Corporate Bond ETF の受益証券を主要投資対象とします。

#### (3) ファンドの仕組み

当 ETF は、Global X Management Company LLC が運用する米国籍投資信託の受益権を通して米ドル建て投資適格社債に投資し、米ドル建ての資産に対して米ドル売り日本円買いの為替取引を行います。



#### (4) 投資態度

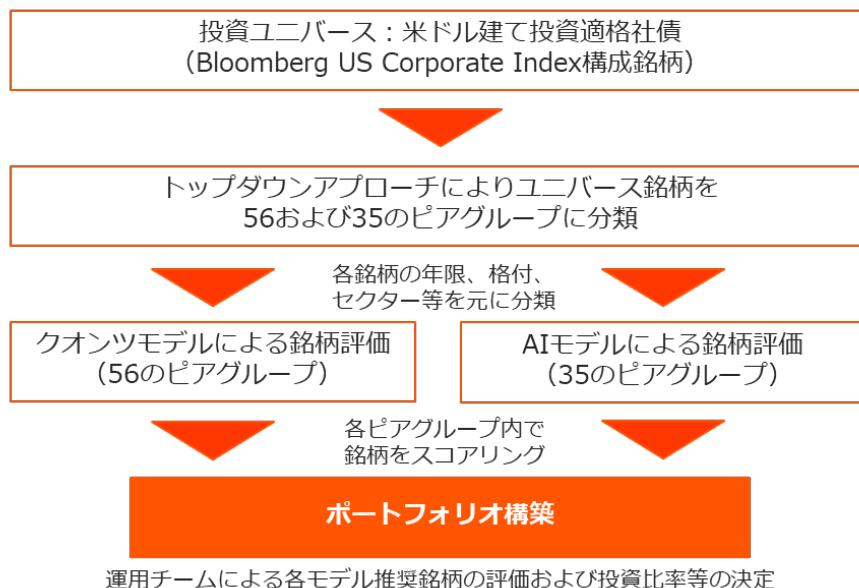
- ① 主として、Global X Investment Grade Corporate Bond ETF の受益証券を通じて、米ドル建ての投資適格社債に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
- ② Global X Investment Grade Corporate Bond ETF の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③ 運用の効率化を図るため、先物取引等を利用する場合があります。このため、ETF の組入総額と先物取

引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

- ④ 実質組入外貨建資産について、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
- ⑤ 安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。
  - イ. 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
  - ロ. 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的
  - ハ. 法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的
- ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(5) 主要投資対象である Global X Investment Grade Corporate Bond ETF の運用プロセス

●Global X Investment Grade Corporate Bond ETFの運用プロセス



(6) 投資制限

- ① 株式への投資制限  
株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 投資信託証券への投資制限  
投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

④ 同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

(7) 分配方針

原則として、信託の計算期間ごとに、配当等収益等から諸経費および信託報酬等を控除した額の全額について分配します。ただし、分配額がゼロとなる場合があります。

(8) 主要投資対象 ETF の投資制限

当ファンドは、純資産の 80%以上を投資適格の社債に直接または間接的に投資します。当ファンドは、米ドル建て以外の社債・債券への投資は行いません。当ファンドは、主として Bloomberg US Corporate Index (以下「参照インデックス」) に含まれる投資適格の社債で構成されるアクティブ運用ポートフォリオの構築によって目的達成を目指します。「社債」とは、企業が発行する債券を指します。

当ファンドは、純資産の最大 20%を、参照インデックスに含まれる発行体が発行する他の債券に投資することができます。参照インデックスに含まれる発行体が発行する他の債券とは、主に以下の通りです。

- ・私募 (Reg S、Rule 144A を含む)
- ・資産担保証券 (ABS)
- ・劣後債
- ・転換社債
- ・CLO
- ・投資適格未満の債券
- ・私募債
- ・ETF
- ・現金・現金同等物
- ・米国政府証券 (米国財務省短期証券、ノート、物価連動国債 (TIPS))

投資適格の社債とは、購入時点で、ムーディーズ (Moody's) の Baa3、S&P の BBB-、フィッチ (Fitch) の BBB-以上の格付のいずれか (3 社がある場合は中央値、2 社の場合は低い方、1 社のみの場合はその格付) を満たすもの、または無格付の場合はサブアドバイザーが同等品質と判断した証券を指します。主として投資適格債に投資しますが、必要に応じてハイイールド債 (いわゆるジャンク債) に投資する場合があります。このようなハイイールド債には転換社債、CLO、資産担保証券が含まれ、当ファンドは他の ETF を通じて間接的に投資する場合もあります。

当ファンドは先進国および新興国を含む外国証券に純資産の最大 35%まで投資することができます。非米国先進国市場への投資上限は純資産に対して 25%です。また、新興国債券への投資上限は純資産に対して 10%です。

当ファンドはデリバティブ (オプション、先物、スワップ等) に純資産の最大 10%まで投資することができます。

## 2. 投資リスク

### (1) 値額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願ひ申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

#### ① 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

#### ② 外国証券への投資に伴うリスク

##### イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

保有実質外貨建資産については、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

##### ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

#### ③ その他

イ. 解約資金を手当てるため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては当初期待される価格で解消できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ハ. 市場の急変時等には、投資方針にしたがった運用ができない場合があります。

ニ. コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

### (2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付け・ご換金の申込みの受付けを中止することがあるほか、すでに受付けたお買付け・ご換金の申込みの受付けを取消すことがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、お買付けの申込みの受け付けを中止することがあるほか、すでに受付けたお買付けの申込みの受け付けを取消すことがあります。ご換

金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受けたものとして取扱います。

### (3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

#### ※ 流動性リスクに関する事項

- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

■ 一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」（分散投資規制）では、投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高いファンドを特化型運用ファンドとしています。支配的な銘柄とは、次のいずれかの割合が10%を超える銘柄をいいます。

- 投資対象候補銘柄の時価総額に占めるその銘柄の時価総額の割合
- 運用管理等に用いる指数に占めるその銘柄の構成割合

■ 当ファンドは、主要投資対象であるETFに支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高い特化型運用ファンドです。このため、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

## 3. 想定投資者属性

当ETFは米ドル建て投資適格社債への投資を通じて、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行うアクティブ運用型ETFです。したがって、元本割れリスクを許容できる投資家を想定しております。投資に当たっては、当ETFの商品性、投資リスクに加え、アクティブ運用型ETFの以下の点にご留意ください。

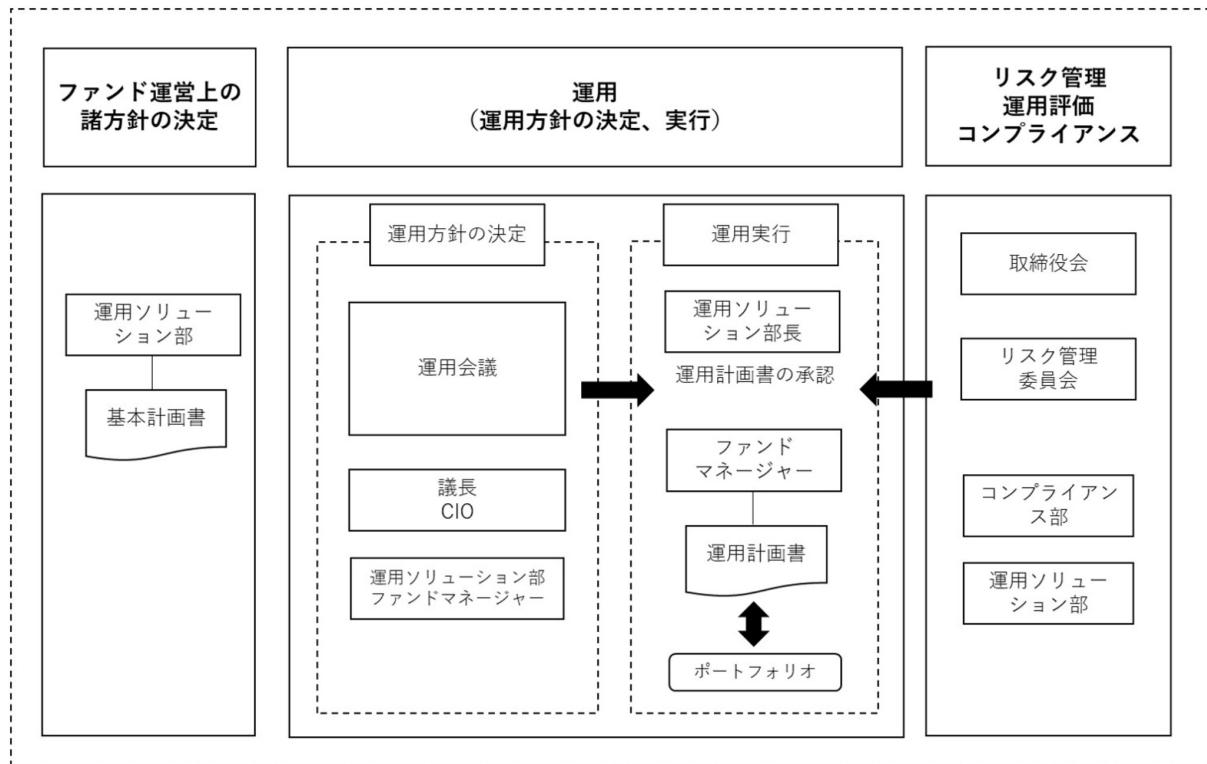
- アクティブ運用型ETFが、従来のETFとは異なり、連動対象となる指標が存在しない商品であること
- ファンドにおける積極運用の結果、基準価額がベンチマークや相場全体の変動からでは説明できない動きがあること
- 管理会社等により日々開示されるポートフォリオ情報は、前日の基準価額算出の基礎となった情報でしかなく、当該情報から算出される一口当たり推定純資産額（インディカティブNAV）については、ETFの適正価格に常に一致するというわけではないこと

## 4. 管理会社の運用体制の状況

### (1) 組織図及び各組織の業務の概略

当ETFの運用体制は以下の通りです。

- イ. ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。
- ロ. ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。
- ハ. 社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、あるいは運用会議等の開催により、各ファンドの投資方針等にしたがって運用が行なわれているか確認する体制を整備しています。



#### (2) 運用責任者等に関する説明

当 ETF の運用責任者の運用経験年数は下記の通りです。

運用ソリューション部長 (CIO) : 運用経験年数 20 年以上

#### (3) 管理会社の運用実績

当 ETF は米国 Global X が運用するアクティブ ETF に投資を行う ETF (ETF of ETF) です。同様のスキームで運用されている当社管理の国内上場 ETF の運用実績は以下の通りです。

ファンド本数 : 9 本

純資産総額 : 546 億円

(2025 年 8 月末時点)

#### (4) 投資対象 ETF およびその運用会社の概要

当 ETF の主要投資対象 ETF の概要は以下の通りです。

主要投資対象 ETF について

純資産総額 : 202 百万ドル

(2025 年 9 月末時点)

## 運用会社について

Global X Management Company LLC（以下、Global X または「アドバイザー」）は、Global X Investment Grade Corporate Bond ETF (GXIG) の投資顧問（アドバイザー）です。Mirae Asset Global Investments (USA) LLC は、本ファンドのサブアドバイザーとして、アドバイザーの監督および Global X Funds 取締役会の管理下で業務を行います。

当ファンドは Mirae Asset Global Investments (USA) LLC のポートフォリオ・マネジメント・チームによって運用されています。主として運用を担当する専門家は、サブアドバイザーのポートフォリオ・マネジャー2名（平均運用経験年数22年）となっております。

Global X には、オペレーション、法務、コンプライアンス部門の上級メンバーで構成されるビジネス・リスク委員会が設置されています。同委員会は四半期ごとに正式会合を開催し、当社および各プロダクトに影響し得るすべてのリスクの棚卸しを行います。対象となるリスクには、組織変更、新商品・新ファンドのローンチ、投資運用、マーケット／カントリー・リスク、流動性、カウンターパーティー・エクスポージャー／AP レビュー、パフォーマンス／トラッキングエラーの報告、サービス・プロバイダーの監督、サイバー・セキュリティ、規制リスク、オペレーションナル・リスク（取引エラー、不成立など）が含まれます。

Global X には、Global X Funds Board of Trustees と呼ばれる独立した取締役会が設置されており、監督義務を果たし、ファンドの受益者の最善の利益を代表します。このプロセスには四半期ごとの定例会合および必要に応じた臨時会合が含まれ、Global X は既存 ETF に関する詳細な報告や主要サービス・プロバイダーの定期レビューを提供します。

コンプライアンス部門は、投資チームおよび全業務機能に対して独立かつ客観的な監督を提供します。チーフ・コンプライアンス・オフィサー (CCO) は CEO に直接報告し、ビジネス・リスク委員会に参加します。ベストプラクティスに則り、CCO は Global X Funds の独立取締役会にも直接報告します。

Global X 本体は KPMG LLP による年次監査を受け、各ファンドは PricewaterhouseCoopers LLP (PwC) が年次監査人を務めます。監査の詳細は非公開ですが、KPMG によるレビューで重大な問題は特定されませんでした。また、親会社である Mirae も隨時、内部監査・統制テストを実施し、その結果は取締役会へ報告され、オペレーションナル・リスク管理体制の判断に活用されます。内部監査の詳細は非公開ですが、レビューにおいて重大な問題は確認されていません。

## (5) 内部管理体制の整備状況

当社の内部管理体制は以下の通りです。

### イ. コンプライアンス部によるモニタリング

コンプライアンス部は責任部室として、運用リスク管理等に係るモニタリング・監視を行ないます。さらに、信託財産等の運用リスクの状況および運用リスク管理等の状況のリスク管理委員会への報告、運用リスク管理等を行う上で必要な運用執行部門に対する報告の徴求、および信託財産等の運用リスク管理等において重要な問題を発見した場合の取締役会、取締役および内部監査室長への適宜の的確な報告の機能を有します。

### ロ. リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方針の決定などをを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基本計画書で定める投

資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューション部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

#### ハ. 内部監査室

内部監査室は、「内部監査規程」の定めるところに従い、運用リスク管理等の適切性および有効性を検証するための内部監査を実施し、重要な事項については取締役会等に報告する機能を有します。

#### (6) コンプライアンス体制の整備状況

当社では、業務運営におけるコンプライアンス及びリーガルリスク管理に係る基本的事項を定め、もってコンプライアンス及びリーガルリスクに係る内部管理体制の確立を通じ、業務の健全性・適正性を確保することを目的とする「コンプライアンス規程」を定めています。また、行動規範としては、「倫理規程」・「倫理行動規範」を策定しており、加えてコンプライアンスに係る包括的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を整備しております。四半期ごとに実施しているコンプライアンス研修にて、必要に応じマニュアルに関する研修を行っています。加えて、事務過誤、法令違反があった場合の各種対応を社内規程として整備しています。

### 5. ポートフォリオ情報の提供方法

当 ETF のポートフォリオ情報については、日々売買立会開始前までに確定した内容を提供します。当該情報の提供媒体と URL は下記の通りです。

管理会社ウェブサイト

<https://globalxetfs.co.jp/index.html>

株式会社日本取引所グループウェブサイト

<https://www.jpx.co.jp/equities/products/etfs/inav/index.html>

以上

## 内国アクティブ運用型E T Fの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書（別紙）

### 1. 金融商品の目的・機能

米国籍投資信託である Global X Investment Grade Corporate Bond ETF の受益証券を主要投資対象とし、実質的に米ドル建ての投資適格社債へ投資を行います。当該資産への投資を通じて、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

組入外貨建て資産について、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行います。

### 2. 損失が生じるリスクの内容

当ETFに係るリスクは主に以下の通りです。

- 社債の市場価格の変動による影響を受けます。
  - 投資先の債務不履行等の影響を受けます。
  - 為替相場の変動による影響を受けます。為替ヘッジを行なう際、対象通貨の需給等の影響を受けます。
  - 投資対象国・地域における政治・経済情勢の変化等による影響を受けます。
  - 当ETFの市場価格は、取引所における取引を通じ、需給を反映して決まるため、必ずしも基準価額と一致するものではありません。
- 一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」（分散投資規制）では、投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高いファンドを特化型運用ファンドとしています。支配的な銘柄とは、次のいずれかの割合が10%を超える銘柄をいいます。
- ・ 投資対象候補銘柄の時価総額に占めるその銘柄の時価総額の割合
  - ・ 運用管理等に用いる指標に占めるその銘柄の構成割合
- 当ファンドは、主要投資対象である ETF に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高い特化型運用ファンドです。このため、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

### 3. 管理会社が想定する購入層

当 ETF は米ドル建て投資適格社債への投資を通じて、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行うアクティブ運用型 ETF です。したがって、元本割れリスクを許容できる投資家を想定しております。投資に当たっては、当 ETF の商品性、投資リスクに加え、アクティブ運用型 ETF の以下の点にご留意ください。

- アクティブ運用型 ETF が、従来の ETF とは異なり、連動対象となる指標が存在しない商品であること
- ファンドにおける積極運用の結果、基準価額がベンチマークや相場全体の変動からでは説明できない動きする場合があること
- 管理会社等により日々開示されるポートフォリオ情報は、前日の基準価額算出の基礎となった情報でしかなく、当該情報から算出される一口当たり推定純資産額（インディカティブ NAV）については、ETF の適正価格に常に一致するというわけではないこと

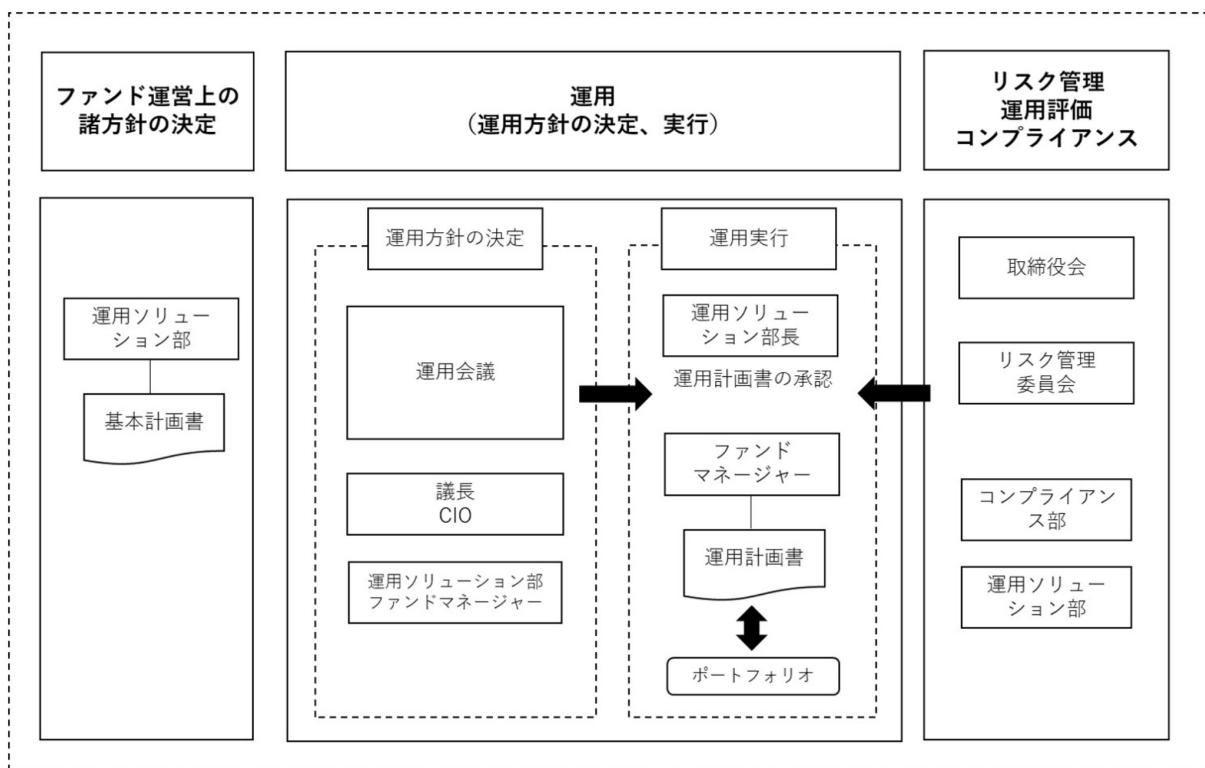
## 4. 顧客利益最優先の運用会社のガバナンスの確保、プロダクトガバナンスの確保

### ○経営・運用体制

当社では、投資家の皆さまの利益を第一に行動すべく、以下の通り運用体制を構築しています。

#### ① 運用体制

- イ. ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。
- ロ. ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。
- ハ. 社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、あるいは運用会議等の開催により、各ファンドの投資方針等にしたがって運用が行なわれているか確認する体制を整備しています。



#### ② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

##### イ. ファンド運営上の諸方針の策定

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

##### ロ. 基本的な運用方針の決定

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり、月1回運用会議を開催します。必要に応じて運用方針等の変更を審議・決定します。

##### ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、ファンドの新規設定時に基本計画書に定められた各ファンドの諸方針を踏まえ基本的な運用方針を策定し、運用計画書を作成します。運用ソリューション部長（CIO）は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書との整合性等を確認し、承認します。運用方針を含む運用計画書の変更は、運用会議において審議・決定され、ファンドマネージャーは

変更運用計画書を作成し、運用ソリューション部長（CIO）の承認を受けます。

## ○検証体制

当社では、以下の会議体等により検証および実行状況の確認を実施しています。

### 【運用会議】

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり、パフォーマンスの検証を行い、運用の改善が必要なファンドの特定や運用方針の決定を行います。

### 【商品会議】

運用ソリューション部が事務局となり、商品性、情報開示など当社が運用する商品の品質の維持・向上に関する事項の報告、審議、決定を行います。

### 【リスク管理委員会】

コンプライアンス部が事務局となり、ファンドのパフォーマンス評価および運用リスクの管理状況についての報告・協議、対応方針の決定などを行います。

### 【投資制限管理】

コンプライアンス部は運用リスク等管理規程に基づき、信託財産等における組入状況を把握し、当該組入状況が信託約款等に定める投資制限に抵触した場合にこれを是正し又はその是正を要求することにより、信託約款等に定める投資制限の遵守と当該信託財産等の運用方針に即した運用の確保に努めます。

### 【利益相反管理】

当社は、資産運用のプロフェッショナルとして、フィデューシャリー・デューティーの精神のもと、日々の業務を遂行しています。当社は、大手金融グループの一翼を担う資産運用会社として、資産運用業務を行うにあたっては、当社またはグループ会社と顧客との間で利益相反が生じる可能性があることに留意しております。このような状況を踏まえ、当社では、お客様の利益が不当に害されることを防止するため、利益相反の可能性がある取引等を管理する体制を整えております。